

基本目標

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

方針

わたしたちが実現すべき男女共同参画社会とは、女性も男性も、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を発揮できる社会です。

そこで、男女が個人として尊重され、多様な生き方が選択できるよう、人権尊重の意識啓発を推進します。

また、DVをはじめ、多様化しているあらゆる暴力を防止し、被害者への支援体制を整え、安心して暮らせるようにします。

さらに、個人の自由な生き方が選択できる、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

《わたしたち（市民や事業所等）に求められる行動》

- 1 性別で役割分担を決めず、その人らしさを尊重しましょう
- 2 男女共同参画について積極的に学びましょう
- 3 暴力のない社会をつくりましょう

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
1 「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合	42.2%	40.5% (51.0%)	45%
2 「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合	16.5%	17.9% (20.0%)	20%
3 DVを一般常識として知っている人の割合	62.2%	64.9% (70.0%)	70%

基本課題(1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

方針

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。

本市では、人権尊重に関する啓発を充実させ、固定的な価値観にとらわれない行動を促進していきます。

また、女性の人権に関わるものとしてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等についての認識が広がるよう取り組みます。

暴力が主に女性や子ども、高齢者、障害者などに向けられていることや、身体的、精神的、経済的、社会的、性的など暴力の形態が多様化している背景を踏まえ、相談しやすい体制等を整備し、被害者への支援を充実させます。

特に、未成年者の間でも起こるデートDVについては、被害、加害の双方を防止するため、大学、高校、中学校における啓発を行います。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 1 日頃からお互いの人権を尊重する

計画項目	取り組みの概要
① 人権尊重に関する啓発を充実する [実施主体：市]	市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、人権尊重に関する啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業)
	人権週間にあわせて、啓発活動を実施します。 (人権擁護啓発事業)
	深い認識と実践力を持った指導者を育成し、様々な人権問題の早期解決に向けて、日常生活の中に活かせる人権感覚を身につけるための教育啓発活動を一層推進します。 (福井県人権教育指導者研修会)
② 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする [実施主体：市民]	性別で役割分担を決めず、お互いにその価値観を尊重して行動しましょう。 (市民の取り組み)
③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等について学ぶ [実施主体：市民]	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、女性の健康と権利に関する認識や理解の向上を図ります。 (男女共同参画推進事業)
	女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。 (健康相談等事業)

施策 2 あらゆる暴力を防止・根絶する

計画項目	取り組みの概要
① 多様化する暴力からの被害者保護・支援についての啓発を充実する [実施主体：市]	DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、DVからの被害者保護・支援についての啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業)
② 相談体制を充実し、被害者への支援を行う [実施主体：市]	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 また、複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談体制を充実させ、被害者への支援を行います。 (相談事業)
③ 通報体制を確立し被害者を保護・救済する [実施主体：市民、地域、市、関係機関]	複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、通報体制を確立します。 (相談事業) DV被害者を保護・救済するため、通報体制を確立し、関係部署の連携を図ります。 (関係部署の連携)
④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する [実施主体：市民、地域、市、関係機関]	DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、デートDVや子どもへの暴力などの被害防止や被害防止や被害者保護・支援についての啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業) 複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。 特に、相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携し、デートDVや子どもへの暴力など若年層の被害を防止します。 (相談事業) 要保護児童の早期発見及び適切な保護、さらに、要支援児童等の適切な支援を行うため、要保護児童地域対策協議会の運営や児童虐待の予防、早期発見・対応のための啓発活動を行います。 (要保護児童対策地域協議会) 広報紙にて、虐待を予防するためにできることや虐待通告が義務であること等を周知するとともに、通報先を掲載します。 (児童虐待防止についての広報活動) 家庭における適正な児童養育、児童福祉の向上のため相談体制の充実を図ります。 (家庭児童相談室運営事業)

基本課題(2) 人権尊重の教育を推進する

方針

人権尊重の意識啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層において重要となります。

特に、子どもの頃からの取り組みが高い成果を得られるため、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして個性と能力を発揮できるよう、学校などと連携していきます。

また、生涯学習の場においても人権尊重の啓発を進め、市民が人権尊重について学べる機会を充実させます。

さらに、「交流拠点都市 敦賀」として多様な価値観の人々と交流できる特性を活かし、国際交流の場を通じて人権尊重を推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 3 人権に関する教育を推進する

計画項目	取り組みの概要
① 人権を尊重した多様な教育を実施する [実施主体：市、関係機関]	小中学校における人権教育推進計画に則り、一人一人の人権を尊重した教育を実施します。 (小中学校における人権を尊重した教育の実施)
	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止等の人権尊重を啓発します。 (男女共同参画推進事業)
② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する [実施主体：市、関係機関]	様々な環境的要因により学校生活に不適應を起こしている児童・生徒及び保護者との関わりを持ち、環境改善をするためのスクールソーシャルワーカーを配置します。 (ソーシャルワーカー配置事業)
	市内の小中学校に在学する不登校の児童・生徒や保護者、その他特別な事情のある者に教育相談、訪問指導、適応指導等、不安解消に向けた相談を行います。 (ハートフル・スクール管理運営事業)
③ 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う [実施主体：関係機関]	小中学校におけるキャリア教育を推進します。 小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定します。 中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとします。 (小中学校におけるキャリア教育)
④ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を推進する [実施主体：市民、市、関係機関]	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止講座を開催し、男女共同参画の理解を推進します。 (男女共同参画推進事業)

施策 4 生涯学習などで人権尊重・平等の啓発を推進する

計画項目	取り組みの概要
<p>① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する</p> <p>[実施主体：市]</p>	<p>市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のため、男女が同じ考えを共有できる講座を開催します。</p> <p>(男女共同参画推進事業)</p> <p>市民一人一人の人権意識を高揚し、認識を深めていただくために、生涯学習に関係する各施設（生涯学習課、図書館、少年自然の家、各公民館など）における指導的立場にある者、新採用職員等が参加し、講演とワークショップ（体験的参加学習）を行います。</p> <p>(生涯学習センター職員研修会)</p> <p>人権に関して指導的立場にあるものが、持つべき人権感覚の醸成と子どもの人権、同和問題等の知識普及の取り組みを図るため、講習会を開催します。</p> <p>(敦賀市人権教育指導者研修会)</p>
<p>② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する</p> <p>[実施主体：市、関係機関]</p>	<p>男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出を実施します。</p> <p>(男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出)</p> <p>生涯学習のまちづくりを推進するため、市民の多種多様な学習要求に応えるとともに、自主的で活発な学習活動が展開されるよう、学習機会の拡充と内容の充実を図ります。</p> <p>(主催事業の開催と自主学習の支援)</p> <p>市民の学習、情報交換の拠点施設として、市民の要望に応えながら、十分な資料や情報を収集・提供します。</p> <p>また、図書資料を計画的に整備し、きめ細かな蔵書の充実にも努めながら、市民の利用を促進します。</p> <p>(図書館・視聴覚ライブラリーの充実)</p>
<p>③ 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる</p> <p>[実施主体：市]</p>	<p>国際交流イベントの開催及び参加を通じて、異文化への理解を深める機会を創出し、多文化共生に向けた啓発を実施します。</p> <p>(国際交流団体活動支援事業)</p>

基本課題(3) 個人の生き方や意思が尊重され活力ある地域社会をつくる

方針

個人の生き方や考え方が多様化する中で、制度や慣行にとらわれず、自由な活動の選択肢が尊重される社会の実現が不可欠です。

しかし、結婚や出産により仕事を続けられない、また、仕事を続けるために結婚や出産が実現できないという困難が現実としてあり、地域の活力低下を招いています。

こうした、結婚や出産、就労における課題を解決し、個人が自らの意思で結婚や出産、就労ができるようになることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 5 結婚や出産、就労における困難を取り除く

計画項目	取り組みの概要
① 結婚や出産、就労について、個人の意思を尊重し、地域活性化に繋げる [実施主体:市民、事業所、地域、市]	結婚や出産、就労を支援する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (市民協働・NPO等活動推進事業)

基本目標 2 男女共同参画のための生活環境を整える

方針

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行います。

ライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりの個性と能力を十分発揮した生活を送るためには、家庭や地域といった生活環境においても、これまでの固定的な性別役割分担の意識にとらわれない考え方が重要です。

家庭においては、性別にとらわれない役割分担を行い、特に、家事や子育て、介護などと仕事との調和を図ります。

また、市民のボランティア活動等への参加意識が高まる中、地区コミュニティや市民活動等の主体的に活動する場で、男女共同参画を推進します。

《わたしたち（市民や事業所等）に求められる行動》

- 4 子育てや介護など家族や地域で協力して進めましょう
- 5 それぞれのライフスタイルを尊重しましょう
- 6 まちづくりに進んで参加しましょう

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
4 「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行いたい」と思う市民の割合	37.8%※	31.9%※ (50.0%)	40%
5 市民活動団体等における女性リーダーの人数	27 人	40 人 (50 人)	50 人
6 市民活動支援室とネットワークを持つ市民活動団体等の数	50 団体	84 団体 (200 団体)	120 団体

※ 設問内容

「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行う」市民の割合

基本課題(4) 家庭における男女共同参画を進める

方針

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、家庭における固定的な性別役割分担の意識を解消し、お互いの意思を尊重するよう啓発を行います。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 6 性別にとらわれない役割分担を行う

計画項目	取り組みの概要
① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)
② 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合って決める [実施主体：市民]	家族や夫婦でよく話し合い、家事を分担しましょう。 (市民の取り組み)

基本課題 (5) 子育てにおける男女共同参画を推進する

方針

子育て支援について、行政、家庭、地域が一体となって推進します。

特に、子育てにおける女性の役割が大きい現状に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、子育てについて男性の役割を積極的に考える機会を提供します。

また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスや児童の放課後対策等を充実します。

さらに、自立した生活環境を実現するため、貧困など生活上の困難に直面する男女に対し支援を行います。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 7 行政、家族、地域により子育てを支援する

計画項目	取り組みの概要
① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する [実施主体：市]	1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるとともに、保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行います。 (1歳6か月児健診・3歳児健診事業)
	子どもたちが健やかに育つための環境づくりの充実強化を図るため、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。 (すこやか育児サポート事業)
	産後、不安のある方を対象に助産師による24時間対応で、必要なケアと保健指導を行います。 (産後ケア事業)
	母子ともに健全な状態で妊娠、出産することができるよう、妊娠中に必要な健康診査を行います。 (妊婦健康診査事業)
	乳児を対象に健康診査を実施し、病気の予防と早期発見及び健康の保持増進を図ります。 (乳児健康診査事業)
	2～3か月児を対象に助産師による親子のマッサージや育児相談を実施し、母親のストレス解消や仲間づくりの支援を行います。 毎月、未就園児を対象に身体計測や保健師による健康相談を実施し、育児支援を行います。 栄養士による食育講座を行い、離乳食や栄養に関する不安を解消し、食に対する意識向上を図ります。 (地域子育て支援センター事業)
② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する [実施主体：市]	男性の家事・育児支援講座を開催し、子育てにおける父親の役割を考える機会を提供します。 (男女共同参画推進事業)
	毎週土曜日に「パパと遊ぼう」を実施します。 (地域子育て支援センター事業)

③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する [実施主体：地域、市]	<p>交流の場の提供・交流促進や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を実施します。</p> <p>地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう個別ニーズの把握、関係機関との連絡調整・連携、協働の体制づくり等の利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ります。 (地域子育て支援拠点事業)</p>
	<p>保育園で地域・世代間交流を深め、児童の健全育成を図ります。 (保育所地域活動事業)</p>
	<p>妊婦や未就園児の親子等が身近な保育園に登録することにより、出産前から入園までの間、特に不安の多いこの時期に保育士等が継続的な子育て支援に応じます。</p> <p>また、通常保育園内において保護者と保育士の間で相談援助を行います。 (マイ保育園登録事業)</p>
	<p>子育て中の親子が利用しやすいように、市内7ヶ所に出向いて、出張子育てひろばを実施します。</p> <p>また、地域のひろばに、ボランティアの参加を呼びかけます。</p> <p>子育てサークルに対し活動場所を提供します。 (地域子育て支援センター事業)</p>
	<p>児童文化センターにおいて、親子で製作や遊びを体験する中で、子どもの発達を促し、親同士の交流を深めて子育てを楽しんでもらいます。 (親子なかよしひろば)</p>
	<p>児童文化センターにおいて、親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。 (関係団体の活動への支援)</p>
④ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する [実施主体：市]	<p>多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。 (保育サービスの充実)</p>
⑤ 児童の放課後対策を充実する [実施主体：市]	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。</p> <p>小学校6年生までの受入れ拡大を順次進めます。 (放課後児童健全育成事業)</p>
	<p>安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。 (放課後地域子ども教室推進事業)</p>

施策 8 自立した生活環境をつくる

計画項目	取り組みの概要
<p>① 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をする [実施主体：市]</p>	<p>児童扶養手当の給付や母子家庭等への医療費助成等を行い、経済的負担を軽減します。 (ひとり親家庭への支援事業)</p>
	<p>就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品購入費等の補助を行います。 (就学援助事業)</p>
<p>② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う [実施主体：市、関係機関]</p>	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の早期自立を目指し、就業に結びつきやすい看護師や介護福祉士等の資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図ります。 また、資格取得のための講座受講費用の一部を支給します。 さらに、ひとり親家庭が日常生活において一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、支援を図ります。 (母子家庭自立支援給付金)</p>
	<p>ひとり親家庭の状況を把握し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。 (子育て等の相談への対応)</p>
	<p>安心して相談ができるように、相談窓口、相談電話を設置します。 また、保育士が常時相談に応じると共に、必要な情報を提供し、働きながら安心して子育てができるよう支援します。 (地域子育て支援センター事業)</p>

基本課題(6) 高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

方針

高齢者や障がい者がいきいきと安心して暮らすためには、生活面での環境整備と自立支援が重要です。

そこで、住み慣れた地域や自宅での生活が続けられるサービスを提供するとともに、特に、介護等の相談活動や情報提供を充実させます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 9 福祉サービスの充実で高齢者や障がい者の生活を支援する

計画項目	取り組みの概要
① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する [実施主体：市]	バスやタクシー等に利用できる外出支援券の交付や老人福祉バスの運行により、高齢者の活動的な生活環境を維持し、社会参加の促進及び健康増進を目指します。 (高齢者外出支援事業)
	重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。 (重度身体障害者住宅改造補助金)
	国の制度に基づき、障がい者（児）への介護支援や、施設通所による訓練の支援等を行います。 (障害福祉サービス費)
	身体障害者手帳所持者及び難病の方に対し、必要に応じて、義肢・装具・車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を原則1割の自己負担で支給します。 (補装具費)
	重度心身障がい者（児）及び難病患者の日常生活を容易なものとするため、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援します。 (日常生活用具給付事業)
	障がい者の地域での自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。 (移動支援事業)
	施設にて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流などを支援します。 (地域活動支援センター事業)
	介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関して必要な支援を行います。 (生活サポート事業)
	在宅の要介護高齢者が行う、介護保険給付対象外の住宅の改造工事等に対して助成をすることにより、高齢者の在宅生活の維持向上及び福祉の増進を図ります。 (住環境整備事業)
	エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上の入居世帯について、入居者の身体が不自由なため1階に移動したい場合には、住宅交換を行います。 (市営住宅住宅交換)

	<p>市営住宅における高齢者・身体障がい者の居住の安定を図るため、手すりの設置等バリアフリー修繕及び改修工事を行います。 (市営住宅維持修繕))</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修費等の介護保険給付を行います。 (居宅介護(予防)サービス給付事業)</p>
<p>② 介護の役割分担や負担軽減に関する講座を充実する [実施主体：市]</p>	<p>男女共同参画推進講座(市民対象)の開催において、介護の役割分担や負担軽減に関するテーマを設けます。 (男女共同参画推進事業)</p>
<p>③ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する [実施主体：地域、市、関係機関]</p>	<p>市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。 (市民協働事業補助金)</p>
<p>④ 介護等の相談活動や情報提供を充実する [実施主体：市]</p>	<p>障がい者及びその家族に対し、日常生活等に関する相談、必要な情報の提供等を総合的に行います。 (相談支援事業)</p> <p>高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・医療等の各種相談に対応し、適切な介護サービス利用の助言や家族支援を行うため、地域包括支援センターの運営等を行います。 (包括的支援事業)</p>

基本課題(7) 地域社会における男女共同参画を推進する

方針

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、地区コミュニティにおける男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、本市が委嘱している男女共同参画推進員と連携して、啓発を行います。

特に、女性役員の登用については、地区の自主的な判断によって女性が登用されるよう、市での取り組みを進めます。

また、東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。

そこで、男女共同参画の視点から防災対策を進めることで、地域防災活動や避難行動要支援者支援を行うとともに、女性の視点による防災まちづくり活動を推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 10 地域活動の中で機会をとらえて啓発を行う

計画項目	取り組みの概要
① 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う [実施主体：市]	県の男女共同参画月間（6月）や国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発パネル展やチラシ配布を実施します。 (男女共同参画推進事業)
② 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する [実施主体：市民]	住んでいたり、関わっている区や地区の様々な活動に積極的に参加しましょう。 (市民の取り組み)

施策11 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る [実施主体：市]	市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。 (各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ)
② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する [実施主体：団体、地域]	地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会への働きかけを行います。 (区長連合会等への働きかけ)
③ 地域における制度・慣行を見直す [実施主体：団体、地域]	男女を問わず、誰もが区や地区の中で積極的に参加できるしくみをつくりましょう。 (地域の取り組み)

施策12 男女共同参画の視点からの防災対策を進める

計画項目	取り組みの概要
<p>① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う [実施主体：団体、地域、市]</p>	<p>男女共同参画推進講座（市民対象）や男女共同参画推進員研修会（地域推進員対象）の開催において、男女共同参画の視点からの防災に関するテーマを設けます。 (男女共同参画推進事業)</p>
	<p>ひとり暮らし高齢者や障がい者の方などで日常的に家族の支援を受けられない方、また、家族だけでは支援が困難で何らかの助けが必要な方等避難行動要支援者を対象として、災害時における地域ぐるみの避難支援体制づくりを行います。 (避難行動要支援者対策等推進事業)</p>
	<p>市のすべての区の区長で組織する敦賀市地域防災連絡協議会の活動を助成し、自主防災活動の充実強化を図ります。 敦賀市地域防災連絡協議会では、男女の区別なく、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図り、災害の未然防止と被害の拡大を防止します。 (地域防災連絡協議会補助金)</p>
	<p>環境を良好な状態に保持するために、クリーンアップふくい大作戦による気比の松原清掃活動を実施します。 本事業は男女が共に気軽に取り組むことができる環境保全活動として毎年多くの市民に参加していただいています。 (環境保全活動など快適な生活環境づくりへの取り組み)</p>
	<p>敦賀市環境美化推進員と連携し、ごみの分別と減量等の理解を図り生活環境の美化を推進します。 (環境美化推進員活動)</p>
<p>② 女性の視点による防災まちづくり活動を推進する [実施主体：団体、地域、市]</p>	<p>女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な情報提供や助言をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。 (女性の視点による防災まちづくり活動への支援)</p>

基本課題(8) 市民や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する

方針

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、NPO法人等の市民活動における男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、NPO法人等の市民活動団体が行うまちづくり活動についての情報提供や支援を行います。

また、男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進し、市民協働による男女共同参画を推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策13 まちづくり活動の団体を育成・支援し、団体間でのネットワーク化を図る

計画項目	取り組みの概要
① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う [実施主体：市]	市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。 (市民協働事業補助金)
	市民活動団体等への情報提供や支援を実施します。 (市民協働・NPO等活動推進事業)
	自助・共助・公助のうち、地域で互いに力を合わせて助け合いながら防災対策を行う共助を支援するため、各地区の区長等で組織する自主的な防災活動へ取り組む団体へ補助金を交付します。 (地域防災連絡協議会補助金)
	環境基本計画の推進を図るため、環境基本計画を実践する組織である「つるが環境みらいネットワーク」の活動に対する支援・助成を行います。 (つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援)
	男女共同参画を推進する上で、参加する女性の割合が高い図書館のボランティア活動において、その活動支援を行います。 (図書館における関係団体活動への支援)
	中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等の実施団体等に対し支援します。 (中心市街地賑わい街づくり支援事業)
	歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催に係る経費を負担します。 (敦賀まつり開催負担金)
	景観づくりに取り組む団体が行う実践活動や情報発信に対して補助を行います。 (景観形成協議会への支援)
② 男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進する [実施主体：市]	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援)

基本目標 3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

方針

仕事面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行っていきます。

特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。

育児休業や介護休業の取得促進をはじめ、多様なハラスメントの防止、女性の管理職への登用を進めるなど、事業者、労働者双方に対して啓発を実施し、就労の場における男女共同参画を推進します。

さらに、農林水産業や自営業などにおいても男女共同参画を進めていきます。

《わたしたち（市民や事業所等）に求められる行動》

- 7 能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
- 8 ワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう
- 9 あらゆるハラスメントを防止しましょう

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
7 「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合	16.0%	14.0% (22.0%)	20%
8 介護休業制度を実施している事業所の割合	60.0%	77.6% (75.0%)	80%

基本課題(9) 仕事と生活の調和の取れる環境づくりを行う

方針

男女雇用機会均等法や改正パートタイム労働法、育児・介護休業法など、仕事における男女共同参画を推進するため各種の法制度の内容や趣旨、取り組みについて企業等に周知し、制度の推進を図ります。

また、働き方が多様化する中で、一人ひとりが望む働き方ができるよう職場でのワーク・ライフ・バランスを推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 14 仕事と家庭、地域活動を両立させるライフスタイルなどの啓発を行う

計画項目	取り組みの概要
① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する [実施主体：事業所、市]	市立敦賀病院におけるパート職員の採用選考試験前に、パートタイムの条件等について説明会を実施し、パートタイムに関する理解の促進を図ります。 (パートタイム労働法に対する支援)
	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などの理解を促進しましょう。 (事業所の取り組み)
② 主体的に制度を導入する企業や団体等を広く紹介する [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）研修会や男女共同参画情報紙において、ワーク・ライフ・バランスを主体的に導入する企業や団体等を広く紹介します。 (男女共同参画推進事業)
③ 業種や規模に応じて男女共同参画に関する制度を導入するための啓発や支援を行う [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女共同参画に関する制度を導入するための啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)

施策15 多様な働き方を尊重し、職場でのワーク・ライフ・バランスを推進する

計画項目	取り組みの概要
<p>① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる [実施主体：事業所、市]</p>	<p>男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させます。 (男女共同参画推進事業)</p>
	<p>市職員の健康の増進等を図り、併せて心身リフレッシュと公務能率の向上のため、年次有給休暇の使用の促進に関し必要な事項を定めます。 (リフレッシュ休暇の取得促進)</p>
	<p>市職員の心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため、7月から9月までの期間内で連続する3日の範囲で特別休暇の使用を促進します。 (夏季休暇の取得促進)</p>
	<p>一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させましょう。 (事業所の取り組み)</p>
<p>② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する [実施主体：事業所]</p>	<p>市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないように努めます。 (代替職員の補充)</p>
	<p>次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員の子どもの健やかな育成のため、特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組みます。 (次世代育成支援対策行動計画の策定)</p>
	<p>子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間、市職員の希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度及び勤務時間の一部を勤務しないことができる育児部分休業制度を導入します。 (育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の導入)</p>
	<p>市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。 (労働環境の改善)</p>
<p>一人ひとりの希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入しましょう。 (事業所の取り組み)</p>	

基本課題(10) 就労の場における男女共同参画を推進する

方針

多くの方が働きやすく、また働き続けられる環境となるよう、事業者、労働者双方に対して男女共同参画の啓発を行います。

特に、女性が働きやすく、また働き続けられる環境を実現するためには、出産・育児前後における支援が最も重要となります。

子育てをしながら仕事を続けたい、あるいは、しばらく子育てに専念してから元の仕事に復帰したい、その他子育てと仕事のバランスについて女性や家庭の希望が実現するよう、相談・支援を行います。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめ、就労の場において多様化するハラスメント防止のための取り組みを推進します。

さらに、企業や市等が女性職員の管理職登用を積極的に図り、女性が働き続けられるよう支援していきます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 16 事業者、労働者への男女共同参画の啓発をする

計画項目	取り組みの概要
① 再就職に向けての講座や研修会を実施する [実施主体：市]	ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。 (講座開催状況の提供)
② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う [実施主体：市]	福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、カウンセリング等の各種就職支援を実施します。 (ミニジョブカフェ敦賀運営事業費)
	大学生等企業説明会の開催等、地元企業の従業員を確保するための事業を実施します。 (企業説明会開催事業)
	ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。 (相談等への対応)
③ 女性の就労・能力発揮のため支援をする [実施主体：市、関係機関]	高年齢者の生きがいの充実、就業機会の増大を図るとともに、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与する敦賀市シルバー人材センターへの支援を実施します。 (シルバー人材センター事業費補助金)
	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、女性の就労・能力発揮に係る啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)

施策17 多様なハラスメント防止の取り組みを推進する

計画項目	取り組みの概要
① 相談窓口を開設し、防止を図る [実施主体：事業所、市]	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 特に、就労の場における女性への様々なハラスメントへの相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化を図ります。 (相談事業)
	市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を開設し、これらの防止を図ります。 (相談苦情処理窓口)
	市立敦賀病院において、ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、監視体制を整えることにより、風通しの良い職場づくりを実践します。 (セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくり)

施策18 男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする

計画項目	取り組みの概要
① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女とも育児休業や介護休業をとりやすくするための啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)
	市職員の出産・育児に係る休暇促進を図るため、休暇・休業制度の説明を記載した冊子の更新及び周知を行います。 (子育て支援ハンドブック)
	市立敦賀病院において、休業等の制度の周知や先進地事例の紹介を通じ、制度の活用を図ります。 (育児休業、介護休業の両性による取得の促進)
② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる [実施主体：事業所]	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないよう努めます。 (代替職員の補充)
	市立敦賀病院において、育児休暇等が取得しやすい職場の雰囲気づくりを目指します。 (育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくり)

施策19 管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を広げる

計画項目	取り組みの概要
① リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える [実施主体：事業所]	市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的に研修を実施します。 (新任係長研修等各種研修)
② 人事考課制度を活用し、市における女性職員の管理職等への登用を積極的に行う [実施主体：市]	市職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。 (管理職試験昇格制度)
③ 女性が働き続けるための取り組みに対し支援する [実施主体：市、関係機関]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、女性が働き続けるための取り組みに係るテーマを設定します。 (男女共同参画推進事業)

基本課題(11) 農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

方針

農林水産業は地域の持続的発展にとって重要な産業ですが、家庭や集落単位で営まれていることが多く、経営安定が課題となっています。

そこで、女性が対等なパートナーとして経営等に参画でき、また、女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援など、男女共同参画の推進を図ります。

また、自営業などで女性が主体的に経営参画し、経済的地位の向上が図られるよう、学習や研鑽活動を充実させます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 20 女性の経営への参画機会を拡大する

計画項目	取り組みの概要
① 農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る [実施主体：市、関係機関]	新規就農をした方が円滑に就農するための就農環境整備や経営安定の支援を行います。 (新規就農者育成支援事業)
② 女性の起業促進や経営者の学習・研鑽活動を充実する [実施主体：市、関係機関]	女性経営者等の自己研鑽、育成を支援します。 (女性会事業補助金)

基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する

方針

市が行う様々な行政サービスは、男女共同参画に関係するものが多くあります。

本市では、男女共同参画室を中心に、あらゆる取り組みについて男女共同参画の視点を持ち、世代や生活形態などに応じてきめ細やかに実施されるよう、関係課との連携を強化します。

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
9 審議会等における女性の割合	21.3%	23.8% (30.0%)	30%
10「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と 思う市民の割合	45.4%	13.2%※ (50.0%)	50%

※参考値

〈問〉「政治の場」において男女の立場はどのようになっていると思いますか？

- 女性の方が優遇されている 0.5%
- どちらかといえば女性の方が優遇されている 2.9%
- 同程度 9.8%

基本課題(12) 世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

方針

市の取り組みの中で、最も重要となるのが広報と啓発です。市民や企業等、あらゆる主体の自主性を引き出すきっかけ作りが求められます。

そこで、男女共同参画に関する講座や講演会等を充実させるとともに、男女共同参画情報紙を中心に広報活動を強化します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 21 講座や講演会等を充実する

計画項目	取り組みの概要
① 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する [実施主体：市]	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のための啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業)
② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する [実施主体：市]	講座・講演会等に参加しやすいように、保育園における一時預かり等を実施します。 (保育サービスの提供)
③ 男女共同参画情報紙を発行する [実施主体：市]	男女共同参画推進情報紙「りぷる」を発行します。 (男女共同参画推進事業)

基本課題(13) 相談体制を充実する

方針

男女の人権尊重や男女共同参画推進を阻害する行為については、防止・抑制していかなければなりません。

DVをはじめとするあらゆる暴力や多様なハラスメントなどについては、起こりうる被害を未然に防止するとともに、発生した場合の対処も必要になります。

本市では、性差に関する相談業務において、個々の状況に的確に対応した助言を行うとともに、関係機関との連携によって被害の拡大を食い止めるなどの取り組みを行います。

また、セクシュアル・マイノリティに対する相談業務にも取り組みを進めます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 22 性差に関する相談業務を充実する

計画項目	取り組みの概要
① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する [実施主体：市]	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 また、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。 (相談事業)
② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する [実施主体：市、関係機関]	
③ セクシュアル・マイノリティに対する相談業務に取り組む [実施主体：市]	

基本課題(14) 男女共同参画を推進する人材を育成する

方針

男女共同参画社会を実現するための啓発・支援については、市の取り組みに加えて地域の多くの方から協力を得ることで充実します。

男女共同参画の推進に寄与するNPO法人や市民活動団体、さらには男女共同参画推進団体等の活動を支援し、市全体で男女共同参画社会の実現をめざします。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 23 推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する

計画項目	取り組みの概要
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する [実施主体：市]	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援)
② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める [実施主体：市、関係機関]	市民活動団体で活動している方や市民に対し、男女共同参画の視点で活動していただけるよう働きかけを行います。 (市民活動団体等への働きかけ)

基本課題(15) 政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

方針

本市における男女共同参画推進のためには、市が自ら率先しなければなりません。

そこで、市政のあらゆる場面において男女共同参画を積極的に進めます。

特に、市民との協働や、審議会など市民参加による政策決定の場での女性の登用、また市の人員配置における女性管理職の積極的登用などを推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 24 市民参加と協働によるまちづくりを推進する

計画項目	取り組みの概要
① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する [実施主体：市]	市民活動団体等への情報提供や必要とする支援を実施します。 (市民協働・NPO等活動推進事業)
② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る [実施主体：市]	市民協働のまちづくりを推進するため、職員対象の研修会を開催します。 (市民協働・NPO等活動推進事業) 市民協働の意識高揚を図るため、職員へ地域活動への参加を呼びかけます。 (職員への地域活動参加の呼びかけ)
③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する [実施主体：市]	各種審議会や委員会での市民公募を積極的に実施するため、庁内関係部署へ協力を促します。 (性別や年齢に関係なく、市政に参画できるよう働きかけ) 敦賀市政について、広く市民からの提案をいただきます。 (市長への提案メール、アクセス21事業)

施策 25 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る [実施主体：市]	各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁議において各部局長へ協力を促すとともに、庁内推進体制（敦賀市男女共同参画推進会議）を構築して積極的に推進します。 (各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ)
② 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する [実施主体：市]	職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。 (管理職昇格試験制度)

基本課題(16) 庁内推進体制を充実する

方針

市の様々な取り組みは、男女共同参画を推進するうえでも重要なものです。

そこで、市のすべての取り組みについて、男女共同参画の視点を取り入れるよう、所管する市民協働課男女共同参画室を中心として全庁的な推進体制を構築します。

特に、関係事業の実施状況について男女共同参画室が把握・評価し、指導していきます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 26 男女共同参画の推進拠点を充実する

計画項目	取り組みの概要
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する [実施主体：市]	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援)
② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する [実施主体：市]	全庁的な男女共同参画の推進体制を構築するため、敦賀市男女共同参画推進会議において働きかけを強化します。 (敦賀市男女共同参画推進会議における働きかけ)

施策27 各部署の事業で参画を進める

計画項目	取り組みの概要
① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する [実施主体：市]	男女共同参画情報紙やホームページ等に掲載する場合、男女の人権を踏まえた表現に配慮します。 (男女共同参画推進事業)
	ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう配慮します。 また、基本的人権やプライバシー権等に十分留意することを職員向けの研修で指導します。 (市ホームページ及びSNSでの表現等)
	広報紙や行政チャンネルの中で、男女の人権を踏まえた表現になるよう文章や映像編集、イラスト使用等に配慮します。 (広報紙発行、CATV行政チャンネル放映委託事業)
② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する [実施主体：市]	敦賀市男女共同参画推進条例第16条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表します。 (つるが男女共同参画プラン 施策実施報告書)
③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る [実施主体：市]	DV被害者の早期発見とその支援を図るため、病院や保育現場をはじめとする、DV被害者と関わる職員又は関わる可能性のある職員を対象に研修を行います。 (男女共同参画推進事業)
	相談業務関係窓口担当者連絡会を開催し、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。 (相談業務関係窓口担当者連絡会)

基本目標におけるわたしたち（市民や事業所等）に求められる行動

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる	
I	性別で役割分担を決めず、その人らしさを尊重しましょう
II	男女共同参画について積極的に学びましょう
III	暴力のない社会をつくりましょう
基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える	
IV	子育てや介護など家族や地域で協力して進めましょう
V	それぞれのライフスタイルを尊重しましょう
VI	まちづくりに進んで参加しましょう
基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる	
VII	能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
VIII	ワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう
IX	あらゆるハラスメントを防止しましょう

基本目標における取組に関する数値指針

	項 目	22年度	27年度 現状 (目標)	32年度 (目標)
基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる				
1	「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合	42.2%	40.5% (51.0%)	45%
2	「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合	16.5%	17.9% (20.0%)	20%
3	DVを一般常識として知っている人の割合	62.2%	64.9% (70.0%)	70%
基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える				
4	「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行いたい」と思う市民の割合	37.8%	31.9% (50.0%)	40%
5	市民活動団体等における女性リーダーの人数	27人	40人 (50人)	50人
6	市民活動支援室とネットワークを持つ市民活動団体等の数	50団体	84団体 (200団体)	120団体
基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる				
7	「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合	16.0%	14.0% (22.0%)	20%
8	介護休業制度を実施している事業所の割合	60.0%	77.6% (75.0%)	80%
基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する				
9	審議会等における女性の割合	21.3%	23.8% (30.0%)	30%
10	「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合	45.4%	13.2% (50.0%)	50%

取組に関する数値指針の平成32年度目標については、アンケート調査の結果を踏まえて設定していますが、アンケート調査に含まれなかった項目(5、6、9)については、現状値を基にしています。

つるが男女共同参画プランでは、数値指針の達成に向け、毎年度、市の関係事業の実施状況について評価・検証を行うとともに、この評価・検証について敦賀市男女共同参画審議会において審議しています。

評価・検証及び審議結果に基づき報告書を作成し、公表します。

